

令和6年4月より整形外科外来は「紹介制」へ変更になります。

整形外科外来は、医師の体制変更に伴い、より効率的に質の高い医療の提供を目的として、令和6年4月より初診の患者さんを「紹介制」へ変更することとなりました。

そのため、新規に整形外科外来を受診する際は、地域の医療機関からの紹介状が必要となります。

皆様にはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

※救急搬送患者さんにつきましては、この限りではありません。

令和6年3月

病院長